



人とまち「きずな」でつなぐ 元気な平生

平成 29 (2017) 年

1

月号

No.1257

広報

ひらお

堅ヶ浜
コミュニティ
センター ▶ 堅ヶ浜
地域交流
センター



中央
公民館 ▶ 平生
まち・むら
地域交流
センター



宇佐木
コミュニティ
センター ▶ 宇佐木
地域交流
センター



曽根
公民館 ▶ 曽根
地域交流
センター



平成29年4月から
公民館（分館）が
コミュニティセンターに
移行します！

[詳しくは3ページへ]

大野
公民館 ▶ 大野
地域交流
センター



佐賀
公民館 ▶ 佐賀
地域交流
センター



佐賀
公民館 ▶ 佐賀
地域交流
センター
田名分館



佐賀
公民館 ▶ 佐賀
地域交流
センター
尾学分館



佐賀
公民館 ▶ 佐賀
地域交流
センター
佐合分館



主な内容

- 2 新年あいさつ
- 3 公民館（分館）・コミュニティセンターが「地域交流センター」に移行します
- 4 平生町集落支援員を募集します
- 5 民生委員児童委員、主任児童委員が決まりました
- 6-7 確定申告・町県民税の申告について

二〇一七 迎春

平生町長 山田 健一

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、平成29年の新春をお健やかにお迎えのことと心からお慶び申しあげます。

昨年は、4月の熊本地震、10月の鳥取県中部地震と、これまで想定されていなかった地域で地震が発生し、いっどこで発生するかわからない自然災害の脅威を、改めて感じさせられた年でした。本町においては、昨年末に中央公民館の耐震改修工事が完了したところですが、BCP（業務継続計画）の策定をはじめ、引き続き指定避難所を中心とした施設の耐震化等を進め、町民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

さて、本町では「参加と協働のまちづくり」に向けた取り組みを着々と進めており、昨年は、町内全域の6地区でコミュニティ協議会が設立され、まちづくりの土台が築かれたところです。9月には

早速、各コミュニティ協議会主催による敬老会が、町内6会場で開催されました。関係者によるご尽力により、昨年までと比べて参加人数が大幅に増加するとともに、参加された方々からの喜びとお礼の声が数多く寄せられました。

そして今年には、地域コミュニティの更なる充実を図るため、現行の町内9カ所の公民館等が『地域交流センター』として生まれ変わります。今まで教育委員会が管理し、主に生涯学習の場として利用されていました公民館等は、各コミュニティ協議会の活動拠点としての機能が加わることとなり、名実ともに地域づくりの拠点として位置付けられます。今後は、コミュニティ協議会を中心に、住民、自治会、各種団体などが連携した地域ネットワークの構築を図り、地域課題の解決に向けた取り組みを加速させていきたいと考えています。

また、公民館等とともに、役場組織においても大きな機構改革を行います。昨年度策定しました「第六次平生町行政改革大綱」に基づく組織体制の整備です。業務の効率的な執行はもとより、今後の重要な課題にも対応できる体制とするために、行政改革推進本部等にて協議を重ねてまいりました。新たな組織体制によりまして、多様化する行政ニーズに対する迅速な事務処理とサービスの向上を目指します。

本町における、今後の「地域力の向上」には、地域住民の皆様のご協力が必要不可欠となります。もちろん町としても十分なバックアップ体制を整え、全力で支援してまいりますので、ともに「参加と協働のまちづくり」を進めてまいります。

終わりに、本年の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申しあげ、年頭のご挨拶といたします。



4月から 公民館（分館）・コミュニティセンターが 「地域交流センター」に移行します

平成29年4月1日から、住民の参加と協働によるまちづくりを推進していくため、公民館（分館）とコミュニティセンターを「地域交流センター」に移行します。

各施設の名称や体制など、移行する事項については次のとおりです。

地域交流センターの目指す姿

- ・地域自主組織の活動拠点として機能が発揮できる場所
- ・子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集まれる場所
- ・生涯学習に加え、地域づくり、地域福祉等の幅広い住民活動の拠点

	平成 29 年 3 月 31 日まで		平成 29 年 4 月 1 日から
施設名称	中央公民館		平生まち・むら地域交流センター
	豎ヶ浜コミュニティセンター		豎ヶ浜地域交流センター
	宇佐木コミュニティセンター		宇佐木地域交流センター
	大野公民館		大野地域交流センター
	曽根公民館		曽根地域交流センター
	佐賀公民館		佐賀地域交流センター
	佐賀公民館田名分館		佐賀地域交流センター田名分館
	尾国コミュニティセンター (佐賀公民館尾国分館)		佐賀地域交流センター尾国分館
	佐合島コミュニティセンター (佐賀公民館佐合分館)		佐賀地域交流センター佐合分館
実施事業	生涯学習		地域づくり、地域福祉、生涯学習
所 管	教育委員会		町長部局 地域振興課
職員体制	公民館長、公民館主事		地域交流センター職員（町嘱託）、 集落支援員（町嘱託）、地域振興課職員（教委併任）

開館時間と休館日について

【開館時間】

午前8時30分～午後10時

【休 館 日】

年末年始（12月29日～1月3日）

※必要に応じて臨時に休館する場合があります。

「地域振興課」とは

役場組織の機構改革に伴い、本年4月から発足する新たな名称の部署です。現行の総務課と総合政策課の業務を整理再編したもので、まちづくりに関する業務を担います。

「集落支援員」とは

地域コミュニティ機能の維持、活性化を図るとともに、地域住民の自発的な取組みを支援するため、本年4月から町が雇用する嘱託職員です。地域交流センターでの業務をはじめ、地域内の巡回や集落の状況把握などを行い、地域に密着した活動を行います。

「地域交流センター」の場所



問合せ先

町役場総務課 まちづくり推進班

☎ (56) 7111

平生町集落支援員を募集します

町では、人口減少と高齢化の進む地域のコミュニティ機能の維持、活性化を図るとともに、地域住民の自発的な取組みを支援する「集落支援員」を募集します。

●募集人員 6人（各地域1人ずつ）

●業務内容

- ・地域内集落の巡回や状況把握
- ・地域の課題解決や活性化に向けた活動
- ・地域行事や各種団体等の活動支援
- ・地域内外への情報発信
- ・コミュニティ協議会の支援 など

●募集要件

- ・地域の活性化に興味・熱意のある人
- ・地域住民とコミュニケーションがとれ、協力して活動できる人（地域内に居住している人が望ましい）
- ・普通自動車免許を取得し、自家用車を所有している人
- ・パソコン（ワード、エクセル、メール等）の一般的な操作ができる人

●雇用期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日（更新可）

●雇用形態

町の嘱託職員として雇用

●報酬等

月額80,916円～134,860円

※社会保険、雇用保険は勤務状況により加入します。

●勤務時間等

午前8時30分～午後5時15分（実労働時間7時間45分）

※実労働時間を超えない範囲で変更する場合があります。

●勤務日

月～金曜日のうち3日～5日（祝日、年末年始を除く）

●勤務地

各地域交流センター（現公民館等）を拠点とし、地域で活動

●選考審査

第一次審査（書類選考）、第二次審査（面接）

●申込方法

次の書類を提出してください。

【提出書類】履歴書、レポート（テーマ：私の想う地域づくり、A4用紙1枚程度）

【受付期間】1月13日（金）～31日（火）〔必着〕

※詳しくは、お問い合わせください。

■申込み・問合せ先

町役場総務課 まちづくり推進班 ☎（56）7111

新成人のみなさんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

●将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

●老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

●学生納付特例制度

学生の人は一時的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

●納付猶予制度

学生でない50歳未満の人で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金は20歳以上60歳未満の人は加入することが義務付けられています。20歳になったら、忘れずに加入手続きをしましょう。



■問合せ先

徳山年金事務所 ☎0834（31）2152

町役場町民課 保険年金班 ☎（56）7113

民生委員児童委員、主任児童委員が決まりました

12月1日に平生町民生委員児童委員が改選され、次の32人の委員のみなさんが、厚生労働大臣から委嘱を受けました。

福祉に関するご相談があるときは、担当地区の委員にお気軽にご相談ください。相談内容については、固く秘密が守られます。

なお、お住まいの地域の民生委員・児童委員が分からないときは、お問い合わせください。

■問合せ先 町役場健康福祉課 ☎（５６）７１１５

民生委員とは

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、社会福祉の推進に努める方々で、児童委員を兼ねています。

児童委員とは

地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように見守り、子育てや妊娠中の不安などの相談・支援などを行います。なお、主任児童委員は町内全域で児童に関することを専門的に担当します。

平生町民生委員児童委員一覧 ※敬称略 【任期：平成28年12月1日～平成31年11月30日】

担当地区	委員名
山田、平生萩原、長迫、松尾	宇野 保 弘
田布路木、周東病院	田 尾 正 昭
小和田、上殿、西分	清 水 丕 史
高須、西高須、西十八割	井 上 育 典
沼、西原、南原、磯崎、磯崎団地	須 山 孝 秀
竪ヶ浜東、竪ヶ浜中、竪ヶ浜西、荒木、新開、人島	高 末 佳 憲
日の出一区・二区、下豊田、壺の割、東壺の割団地	村 尾 哲 男
吉原、吉原東、西浜東、坂ノ下一区・二区・三区・五区、光輝病院住宅、光輝看護師住宅	長 安 秀 明
西の町、戎町、新市、裏町、西浜、角浜	瀬 尾 純 夫
土手町西、桜町、大正町、栄町、大正町二区	佐々木 みどり
土手町東一区・二区・四区・五区、三新住宅、平生促進、十三割団地、東十八割	島 田 真 里
上横一区・二区・三区、上横団地、下横一区・二区・三区	河 藤 昭 司
新湊、中湊、野島、新町東、新町西、新町南、新町つくし、湊の内、新町団地、湊ノ浜	久 保 田 博 行
今井、今井団地、喜多、大野萩原、今井西団地	松 村 行 郎

担当地区	委員名
中村、みのげ、中村団地、中村南、大野促進	村 中 幸 枝
水越、河田、大野西団地	藏 田 行 雄
南上、南下、蔭平、日向平、園田、大久保	田 代 節 雄
長谷前、長谷後、弁上、大野南団地、大野東団地、和泉	田 丸 美 千 子
六枚、隅田、小山、隅田住宅、中隅田、新隅田、メゾン中隅田、曽根ハイツ	小 島 康 司
向井原、向井原上、向井原下、沖、沖団地、光輝病院寮、葵精機寮、寿海苑、つつじ苑	原 田 正 忠
奥下、畑、平原、地方上、地方下、長尾、新長尾	新 明 史 子
百済部、東水場、西水場、新地	寶 城 俊 成
田名上、田名中、田名沖、丸山	向 井 信 博
浜崎、神田、伊保木、名切	中 丸 和 則
小森、浜田	岩 村 幸 子
森の下上、森の下沖	福 本 和 子
やぶ、大田、上組、越峠	吉 村 正 憲
黒羽根、東魚見、西魚見	藤 本 恒 行
尾国一区・二区・三区・四区・五区、小郡、秋森	窪 田 力 三
佐合	東 山 由 美 子
主任児童委員	新 本 涼 子
主任児童委員	今 村 富 士 乃

長い間お世話になりました

このたび退任された委員のみなさん

生本 泰さん
内山 清さん
浅海 和枝さん

岩政 洋子さん
吉野 達成さん
山本 忠子さん

守田 琢美さん
岩佐 修一さん
丁野 昭さん

確定申告 申告と納税は期限内に！

申告・納税期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 **3月15日水**

消費税及び地方消費税（個人事業者） **3月31日金**

確定申告の申告相談

【期間】 2月16日水～3月15日水【土・日を除く】

午前9時～午後5時（受付は午後4時まで）

【場所】 光税務署（光市）

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようにご注意ください。（還付申告を含めた全ての申告について、記載が必要です。）

確定申告書の作成は、便利で簡単な

「確定申告書等作成コーナー」で！

確定申告期間中の申告会場は、大変混雑が予想されます。申告書はご自分で作成され、e-Taxまたは郵送等により提出されることをお勧めします。

また、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」を利用し、書面で提出する場合には、①税務署に出向く必要なし、②いつでも利用可能、③自動で税額を計算、④前年データが利用可能といったメリットがあります。

詳しくは **国税庁** で **検索**

【国税庁ホームページ】 <http://www.nta.go.jp/>

■問合せ先

光税務署（光市虹ヶ浜3丁目10番1号）

☎ 0833（71）0166

音声ガイダンスに従って確定申告に関するご相談、各種用紙の送付を希望される場合は「0（確定申告テレフォンセンター）」を、その他一般のご相談の場合は「1（電話相談センター）」を選択してください。

平成28年分の申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

【申告書を提出する際は「本人確認書類」の提示が必要となります】

平成28年分の確定申告書および町県民税の申告書には、マイナンバーの記載が必要です。

また、提出の際には本人確認（番号確認と身元確認※）書類の提示または写しの添付が必要となります。

申告（相談）会場にお越しになる際には、必ず本人確認書類をお持ちください。

※身元確認：マイナンバーの持ち主であることの確認

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページ

社会保障・税番号制度（マイナンバー）

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>



本人確認書類

※ご自宅などからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

●マイナンバーカードを持っている場合

マイナンバーカード1枚で「番号確認」と「身元確認」が可能です。



マイナンバーカードの取得には申請が必要です。申請方法について詳しくは、通知カードに同封されていた案内パンフレットをご確認ください。

●マイナンバーカードを持っていない場合

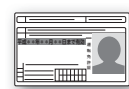
番号確認書類



通知カード

「またはマイナンバーの記載がある住民票」

身元確認書類



顔写真付きの確認書類（運転免許証、パスポートなど）

※顔写真が無いものは、2種類以上が必要です。

●健康保険証と年金手帳 など

町県民税の申告受付が始まります

申告期限
3月15日 

町県民税の申告が必要な人

平成29年1月1日に平生町内に住所を有する人は、3月15日までに町県民税の申告をしなければなりません。ただし、次の①～③に該当する人は申告の必要はありません。

- ① 所得税の確定申告をした人
- ② 前年中の所得が、給与所得だけで、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されており、他に控除の必要のない人
- ③ 前年中の所得が、公的年金だけで、公的年金の支払者から町へ公的年金等支払報告書が提出されており、他に控除の必要のない人

これらに該当しない人は、平成28年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得（給与・農業・営業・漁業・その他）を、多少にかかわらず申告してください。

※公的年金等の収入金額が400万円以下の人で確定申告が不要な場合も、住民税の申告は必要です。

※国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者は、その保険税（料）の算定に必要となりますので、収入がない人でも必ず申告してください。

なお、平成28年度の申告状況などから、申告が必要と思われる人には1月下旬に申告書を郵送します。申告が必要な人で申告書が届かない場合は、税務課までご連絡いただくか、直接申告会場にお越しください。

町県民税の申告相談（極力お住まいの地区の会場にお越しください）

対象地区	開催日	時間	場所
平生町	2月16日 	9:00～16:00	町役場第3庁舎3階会議室
平生村	2月17日 		
平生町・平生村	2月20日 		
大野	2月21日 	9:30～16:00	大野公民館
曾根	2月22日 		曾根公民館
豎ヶ浜	2月23日 	9:30～12:00	豎ヶ浜コミュニティセンター
宇佐木		13:30～16:00	ふれあいの館 (宇佐木コミュニティセンター横)
田名・丸山	2月24日 	9:30～12:00	佐賀公民館田名分館
尾国・小郡・秋森		13:30～16:00	尾国コミュニティセンター
佐賀	2月27日 	9:30～16:00	佐賀公民館
佐合	2月28日 	12:15～13:45	

ご協力をお願いします

左記の期間中、税務課職員の多くは申告会場に出向きます。

税務課窓口では最小限の職員での対応となりますので、できる限り該当する地区の申告会場へお越しください。

なお、所得税の確定申告も受け付けますが、農業以外の事業所得や不動産所得、譲渡所得のある人は、税務署での申告をお勧めします。

税務課窓口・申告会場ともに、大変混み合い、長時間お待たせすることもありますので、時間に余裕をもってお越しください。また、申告に必要な書類を事前に整理しておくなど、申告時間の短縮にご協力をお願いします。

町県民税申告のご相談・お問い合わせは 町役場税務課 ☎ (56) 7114

申告に必要なもの（共通）

▼印章

▼本人確認書類（右記参照）

▼所得の計算根拠となる書類

※給与所得や公的年金所得のある人は源泉徴収票（原本）

※事業所得のある人は、事前に収支内訳書・決算書を作成してお持ちください。

▼国民年金保険料、生命保険料（一般生命・個人年金・介護医療）、地震保険料の控除証明書（原本）

▼障害者控除を受ける場合、障害者手帳などその程度を確認できる書類

▼医療費控除を受ける場合（1年間に支払った医療費総額が所得金額の5%または10万円のいずれか少ない金額を超えるとき）、医療費の領収書および保険などで補てんされる金額が分かる書類

※診療を受けた人・医療機関（薬局）の支払先ごとに領収書を整理し、計算を済ませた内訳書を事前に作成してください。

▼市区町村への寄付（ふるさと納税）など寄付金税額控除を受ける場合は、領収書や受領証

▼その他控除を受ける場合は、その事実を確認できる書類

▼所得税の還付申告をされる人は、振込口座がわかるもの

地球の自転は休むことはありません。それに伴い時刻も一瞬たりとも止まることはありません。この時刻が経過した長さを示す単位として使われているのが時間です。

さて、この時間の感じ方が以前と随分変わってきました。

昭和35年頃の汽車の時刻表によれば、東京ー広島間は急行で約15時間でした。電話は、東京に申し込むと電話線を電話交換手が、各地で順次つないでいくので、2〜4時間待ちは当たり前でした。食物も基本的には自給自足でしたから種まきから、2〜6カ月しなければ食べられません。

現在は電車で東京ー広島間は4時間。電話やテレビは、世界のどこでも、ほぼ同時に話したり見たりすることができるようになりました。食

事も、スーパーなどに行けば、瞬時に買い求めて食えることができます。このように時間が短縮されたことはすばらしいことです。たとえば、昭和47年7月20日、アメリカのアポロ11号から切り離された月着陸船イーグルから月面に降り立った米国人2人の姿と月面の風景を、同時にテレビで見ただけ感動は忘れることができせん。

このような刻々と過ぎていく刻の流れに身を託しながら、ふと次の言葉を感じ出しました。

「山の木は、一代に一回切るものだ」

これは、山に松食い虫の影響がなかった頃、松林の下刈りに行ったときの父の言葉です。松は苗を植え、その苗が立派に育つために40年から50年の時間がかかります。その間、一円の収入にもな

らないのに、次世代の子どもや孫のため、毎年毎年黙々と手間暇かけて手入れをし続けるのです。

次世代に生きる者の生き方に想いをはせ、数十年先の未知の世界を想像し、その時代に生きる者の生き方を想定して、そのために今何をしてあげるべきかを考えて実行することでしょう。これは、人類の生命を永遠に引き継いでいくために、なくてはならない愛の行為だと思っています。

私たちは、必要なものがほぼ満たされている生活にどっぷりとつかればかりでなく、50年、100年先のことを考えて生活設計をしてくれた祖先や、コラムNo.66にある三内丸山遺跡の縄文人に学ぶことが、今、この刻、必要だと思います。



平生町人権教育推進協議会
(事務局：町教育委員会)

宝くじ助成金で 陶芸教室用備品を購入

(一財) 自治総合センターが宝くじの普及広報事業の一環として交付する助成金を活用し、「堅ヶ浜コミュニティ協議会」が陶芸教室用の備品を購入しました。

堅ヶ浜コミュニティ協議会では地域活性化の一つとして、今後陶芸教室を開催しますので、参加をお願いします。



購入備品

- ①電気窯 1台
- ②電動ろくろ 1台
- ③手廻しろくろ 10台
- ④小道具他



■問合せ先

堅ヶ浜コミュニティ協議会 ☎ (56) 6418

若者世帯のマイホーム取得に 補助金を交付します

町では、町内に定住を希望する若者世帯のマイホーム取得に対して、次のとおり補助金を交付しています。

3月31日までにマイホームを取得し居住を開始する人で、申請がお済みでない人は、ぜひご利用ください。

●補助金の額 () 内は佐賀地区の場合

マイホームの取得 (新築、建売、中古住宅の購入)		20万円 (50万円)
夫婦の子	中学校就学前の第1子	5万円 (10万円)
	第2子以降 (1人につき)	10万円 (20万円)
軽自動車 (住所変更・新規登録)		1台につき2万円

※「夫婦の子」「軽自動車」は、町外からの転入世帯のみ。

●主な対象要件

【世帯】町内にマイホームを取得し、引き渡し時に夫婦いずれかが満40歳以下、【住宅】平成27年4月1日以降に取得されたもの (取得額：50万円以上)

●申込方法

所定の申請書 (町ホームページからダウンロード可) に必要書類を添えて、提出してください。

【交付申込期限】 3月10日金

【実績報告期限】 3月31日金

■問合せ先

町役場総合政策課 政策調整班 ☎ (56) 7120

「農業委員」「農地利用最適化推進委員」を募集します

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員はこれまでの選挙制から議会の同意を要する町長の任命制になるとともに、さらなる農地等の利用最適化（農地の集積や遊休農地の発生防止・解消等）を進めるため、農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することになりました。

町では、次のとおり農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。

●受付期間 2月1日（月）～28日（月）〔必着〕

※推薦・応募申込書に記載された事項（住所を除く）は、町ホームページによる公表の対象となります。

※各申込書は町役場経済課窓口にて備え付けています。

■申込み・問合せ先

平生町農業委員会（町役場経済課内）

☎（56）7117

	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集人数	6人	6人
内訳等	認定農業者を過半数、中立的立場の人を1人以上、その他女性委員等も考慮	担当地区ごとに募集（平生地区1人、大野地区2人、曾根地区1人、佐賀地区2人）
推薦する人	農業者または農業者組織等の代表	
推薦を受ける人 応募する人 ※農業委員と推進委員の兼務はできませんが、双方に推薦・応募することは可能です。	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人
	次のいずれかに該当する場合は委員となることはできません。 ・破産手続きの決定を受けて復権を得ていない人 ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは、受けることがなくなるまでの人 ・町民税の滞納がある人	
任期	平成29年7月30日～平成32年7月29日	農業委員会からの委嘱を受けた日（平成29年7月予定）～平成32年7月29日
主な業務	・農業委員会総会における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議 ・現場活動（農地の巡視、遊休農地対策業務、農地利用の最適化推進活動）等	・担当地区の現場活動（農地の巡視、遊休農地対策業務、農地利用の最適化推進活動）等

児童クラブの入会者を募集します

児童クラブは保護者が就労などのため不在の家庭に代わって、小学校の児童を下校後一定時間お預かりするところです。指導員が見守りながら、家庭で過ごすのと同じように、宿題をしたり、おやつを食べたり、友だちと遊んだりします。

●入所対象者

集団生活が可能で、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童（受け入れ可能人数に限りがあるため、小学1年生から3年生を優先）

●定員

平生児童クラブ（平生中央児童館）：110人

佐賀児童クラブ（佐賀保育園2階）：20人

●負担経費（おやつ代1,500円を含む）

1ヵ月4,000円 ※8月は5,000円

●開設日時 4月1日～翌年の3月31日

（日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

授業終了後～午後5時30分

〔土曜日・長期休業中（春・夏・冬休み）〕

午前9時～午後5時30分

※就労時間や通勤などの都合で、延長保育を希望される人は午前8時15分～午後6時までお預かりします。

●申込場所 町役場健康福祉課、佐賀出張所

※必要書類（就労証明書など）は申込場所に用意しています。（町ホームページからダウンロード可）

●申込期限 2月28日（月）

■問合せ先

町役場健康福祉課 こども班 ☎（56）7115



町民課の
窓口延長サービス

●毎月第2・第4金曜日、町民課の窓口は午後6時30分まで（年末年始、祝日を除く）
●交付できるもの：住民票の写し、戸籍謄抄本（除籍・原戸籍は除く）
印鑑登録証、印鑑証明書

一人ひとりが主役のまち“平生” 協働のまちづくり 59

■問合せ先 町役場総務課 まちづくり推進班 ☎(56)7111

Thema

地域のさまざまな取組み

【田布路木自治会】 自治会ビジネスに初挑戦!! 焼～きいも～!

11月13日に周防大島町で「第3回大島夢さくひろば祭り」が開催され、ゲスト出店者として本町の田布路木自治会が参加しました。

同自治会は、この祭りで焼いも屋を出店し、自治会ビジネスの初挑戦となりました。この原料となったさつまいもは、昨年5月から自治会内の遊休農地を活用し、丹精込めて育てられた『紅はるか』で、9月に300個が収穫されたものを、焼いもとして販売されました。

これは、町内147自治会の先駆けとして、自治会で自主財源を稼ぐ初めての取組みとなりました。このような元気な自治会活動が、今後とも町内に広がることが期待されます。



中山間地域づくりセミナーに参加

12月10日に山口県セミナーパークで「実践のプロに学ぶ! 中山間地域づくり人材セミナー」が開催され、町内のコミュニティ協議会から14人の参加を含む60人の参加がありました。

はじめに基調講演として、島根県中山間地域研究センターの藤山浩氏を講師に迎え、「地域づくりの基本戦略～地元の人と仕事を取り戻す!～」と題し、講演されました。講演では、島根県の事例を中心に、地域に人を増やす方法や地域でお金を廻す方法などを紹介されました。

分科会で「夢プランづくりの極意」、「中山間の特産品開発・ブランディング」、「ヨソ者の力を地域に活かす～移住者によるパネルディスカッション～」の3つのテーマについて話し合った後、全体会では、グループに分かれて分科会の振り返りを行い、参加者全員で情報共有しました。

参加者からは「このセミナーで学んだことを地域に持ち帰り、これからの地域活動に活かして行きたいと思います」という声がありました。



【宇佐木コミュニティ協議会】

やまぐち元気生活圏形成推進事業

島根県雲南市へ視察!

12月7日、8日に宇佐木コミュニティ協議会が、県助成金「やまぐち元気生活圏形成推進事業」を活用し、島根県雲南市の波多地区、入間地区および中野地区を視察して地域交流を図りました。

波多地区では、地区コミュニティ協議会による廃校となった小学校の活用、市温泉施設や県森林公園を指定管理されている状況を視察しました。入間地区では、廃校舎を活用して宿泊施設を運営している状況、中野地区では、JA空き店舗を活用して地元生産者が作った野菜などを販売する産直コーナーや、手作りの漬物や煮物などと一緒にお茶・



コーヒーが飲めるサロンコーナーが地域の交流の場となっており、高齢者の買い物対策や憩いの場づくりの取組みを見学しました。

3地区はそれぞれ人口300～600人の小さな地域で、小さな地域の元気な取組みは、今後の本町のまちづくりにも活かしていきたいものばかりでした。



平生町の旬な情報満載!!

ひらおファンクラブ フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/hiraofanclub>



よろしくネ!



表彰

ボランティア功労者に対する 厚生労働大臣表彰・感謝状

【受賞者】吉原 和子さん 【受賞者】みやま会

吉原さんは、古紙を再利用した封筒づくりなどで30年以上にわたり、ご活躍されています。

みやま会は、独居高齢者へのお弁当サービスや見守り活動などで28年以上にわたり、ご活躍されています。



吉原さん



みやま会 山田会長

社会福祉功労者に対する 厚生労働大臣表彰

【受賞者】清水 丕史さん

清水さんは、民生委員・児童委員として29年以上にわたり、ご活躍されています。

山口県花いっぱい運動

県知事特別賞

【受賞者】
町立佐賀小学校

県教育長賞

【受賞者】
沖野 豊さん



㊦沖野さん、㊦佐賀小学校 荒木校長

正月行事

各地域などで行われた、さまざまな正月（準備）行事の一部を紹介！



凧づくり・凧揚げ大会
(12月3日／曾根公民館)



しめ縄づくり教室
(12月4日／佐賀公民館)



鏡餅づくり【もちつき体験】
(12月16日／平生幼稚園)



ミニ門松づくり
(12月25日／大野公民館)

まちの話題

人権啓発活動の推進

人権週間（12月4日～10日）の12月5日に、4人の人権擁護委員が人権啓発活動を実施しました。

町内の保育・教育施設への訪問や街頭啓発により、人権についての理解と人権尊重の大切さを呼びかけました。



おはなし会のクリスマス会

12月17日、平生図書館で「親子で楽しめるクリスマス会」が行われました。

平生町おはなし会の方々により、クリスマスにちなんだ絵本の読み聞かせや紹介、手遊びなどが行われ、参加者は楽しい時間を過ごしました。



年末の防火パトロールに出発

12月19日、町消防団の各分団が一堂に会し、町役場にて防火パトロール出発式が行われました。

町消防団では、この日から年末まで、各地区を巡回して火災予防を啓発するなど、火災の発生件数減少に努めました。



■問合せ先

町保健センター ☎ (56) 7141

こんにちは保健師です

No.667

生活習慣病を予防しよう

「一無・一少・三多」のすすめ

「一無・一少・三多」には特に実践が難しいものではなく、その意味では心がけ一つともいえる予防法です。自分自身の生活を見直したうえで、不足している内容があれば、毎日の習慣としてぜひ取り入れてみてください。

一無 無煙（禁煙）の勧め

① 無煙（禁煙）

タバコによって体に運び込まれる次の物質は、心血管疾患、脳血管疾患などあらゆる生活習慣病のリスクを高めます。また、周りにいる人にも、その害をまき散らすことになります。

【ニコチン】心拍を高め、血圧上昇させる。糖尿病や脂質異常症のリスクを高める。

【タール】発がん性物質。その他の有害物質が含まれる。

【二酸化炭素】有害物質。血液をドロドロにして血栓を作る。

このたび、厚生労働省が受動喫煙のない社会を目指す口ゴを発表しました。今年は無煙（禁煙）に取り組んでみませんか。



一少 少食・少酒の勧め

① 少食

昔から「腹八分目に医者いらず」といわれているように、暴饮暴食を控えることは、身体の機能を健康な状態に維持していく上で大変重要です。

満腹になるまで食べる習慣をやめ、偏食せず、よく噛み、三食を規則正しく食べましょう。

② 少酒

さまざまな生活習慣病がアルコールと密接にかかわっていて、大酒をすれば多くの疾病が誘発される可能性が高まります。

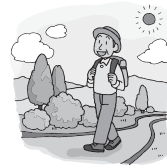
「百薬の長とはいえず、万の病は酒よりこそ起これ」という言葉もあり、1日1合（※）程度までの飲酒量にしましょう。

三多 多動・多休・多接の勧め

① 多動

日本には「老化は足から」と言う言葉がありますが、西洋には「二本の足は二人の医者」と言うことわざがあります。

身体を活発に動かすことは、健康づくりに欠かせません。まずはよく歩くことから始めてみましょう。

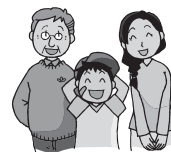


② 多休

「快眠で疲労回復、ストレス解消」仕事をしない日を1カ月に6日以上とって、心と身体をしっかりと休めましょう。

③ 多接

多くの人、事柄、物に接して、創造的な生活を行うこと。年がいくつになっても社会に貢献できる、そういう心持ちが若さを維持させてくれます。



おすすめメニュー 平生町食生活改善推進協議会



さけの南蛮漬け

彩りがきれいで野菜もたっぷり食べられます。

材料 4人分

生さけ	4切れ	酢	1/2カップ
「酒、しょう油、生姜(汁)」		塩	小さじ1/2
A	各大さじ1	B 砂糖	大さじ1
人参	20g	しょうゆ、ごま油	
玉葱	1/4個		各小さじ1
ピーマン	2個	揚げ油、七味唐辛子	

作り方

1. 魚はひと口大にそぎ切りにする。
2. [1] を [A] に15～20分漬ける。
3. 人参、玉葱、ピーマンは、細いせん切りにする。
4. [B] をボウルに合わせる。
5. [2] の水気をペーパーで取り、170～180℃の油でからりと揚げ、[4] に熱いうちに漬ける。
6. 魚に味が入ったら、[3] を加えて軽く混ぜ、七味唐辛子をふる。

※ 1合の目安

日本酒 1合＝ビール・発泡酒 500ml＝ワイン 240ml
＝ウイスキー 60ml＝焼酎（25度）110ml
＝酎ハイ（7度）350ml

☆毎月19日は「食育の日」です。家族や仲間といっしょに食事を楽しみましょう☆

宇佐木絵手紙サークル

この会のスタートは、今から18年前にテレビで絵手紙教室番組が始まったことがきっかけです。初めは、本を頼りに手さぐりで取り組んでいきました。時には、先生をお呼びして教えをいただきました。いつか、多くの人に知っていただけるようにと、力を合わせて取り組んできました。

絵手紙の魅力は、「自分で見たまま感じたままに絵を描いて、添える言葉も自分の思いを書く」というところにあります。送る相手を思い浮かべ、相手の心に届くように思いを込めて描いています。今は、それぞれ作風に個性も生まれ、満足できる作品に仕上げられるようになりました。

【活動日時】毎月第1・3月曜日 午後1時～
【活動場所】宇佐木コミュニティセンター
【問合せ先】中央公民館 ☎(56)5320

活動場所での展示、企業の展示会への出品、1年間の集大成としての宇佐木ふれあい祭りでの展示で、皆さんに作品を見ていただいています。

誰でも、気軽に足を踏み入れ、自分の手で絵や言葉を表現する楽しさを味わうことができます。多くの方に、この楽しさを味わってほしいと思います。興味がある方、一緒に絵手紙を描きませんか。



佐賀歌謡クラブ

クラブが発足して以来、毎月2回、会員のみなで昼下がりに集まり、定期的にカラオケを楽しんでいます。

現在の会員は7人で、昔懐かしい曲のリバイバルから最近リリースされた新曲まで、レーザーディスクのカラオケ装置を使用して、練習に励みながら楽しんでいます。クラブのモットーは、「カラオケを楽しむ」ことで、上手下手に関係なく各自マイペースで歌い、楽しんでいます。毎年秋に開かれる「佐賀公民館まつり」に、みなで出演して、まつりを盛り上げようと協力しています。

自分の好きな歌を、マイペースで楽しみ

【活動日時】毎月第2・4水曜日 午後1時30分～
【活動場所】佐賀公民館
【指導者】久保好乃 【代表者】中田敬子
【問合せ先】佐賀公民館 ☎(58)0211

ながら歌う会です。日頃のいろいろなストレス解消には最高です！

カラオケに関心はあるけど、これまで縁がなくてできなかった方や、今の自分の生活に楽しみを増やしたいと思っている方など、ぜひ一緒に歌いましょう。

興味のある方はのぞいてみてください。みなさんでお待ちしております。



No.252

生涯学習推進だより

グループ・サークル紹介

9

平生町生涯学習推進
マスコット「マナゼット」図書館
だより

新着図書の紹介

図書の一部を紹介します。

《一般書》

子どもの危険な病気のサインがわかる本
松永 正訓 著

雨利終活写真館

芦沢 央 著

大雪物語

藤田 宜永 著

もったいないばあさんの知恵袋

真珠 まりこ 著

暮らしの中に図書館を!!

平生図書館 ☎(56)2310
【開館時間】午前9時～午後5時15分

ご自宅からインターネットを利用して予約・検索できます♪

<http://www.library.town.hirao.lg.jp> または 町公式ホームページからアクセス

竜は動かず 奥羽越列藩同盟頼末 上下
上田 秀人 著

《児童書》

びょういんのおばけずかん なんでもドクター

齊藤 洋 作

スパゲッティ大さくせん たべもののおはなし・スパゲッティ

佐藤 まどか 作

ぼく、ドジオ。

いわい としお 作

うみのとしょかん

葦原 かも 作

スーパートラック

スティーヴン・サヴェッジ さく

休館日

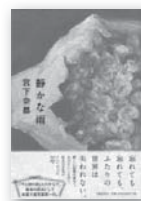
1月…16日(月)、23日(月)、30日(月)、31日(火) (月末整理日)
2月…6日(月)、13日(月)

話題の本

『静かな雨』

宮下 奈都 著 (文藝春秋)

忘れても忘れても、ふたりの世界は失われない。短期間しか新しい記憶を留めておけなくなってしまったこよみと、大学の研究室で働く行助。ふたりの恋を、本屋大賞受賞作家が瑞々しい筆致で紡ぐ。『文藝界』掲載に加筆。



日本脳炎予防接種

お子様の接種状況をご確認ください

日本脳炎ワクチン（定期接種）の
標準的な接種スケジュール

- 【1期】生後6月から90月に至るまでの間に3回接種
【2期】9歳以上13歳未満で1回接種

平成17年度から平成21年度にかけての「接種の積極的勧奨の差し控え」により、接種を受ける機会を逸した人（平成7年4月2日～平成19年4月1日生の人）は、接種対象年齢が20歳未満となっています。

現在小学4年生で3～4歳頃に1期を終了している人は、2期接種の時期となっています。接種歴をご確認の上、接種されることをお勧めします。

なお、接種間隔や年齢に個人差があるため、現在、2期の接種については個別の案内通知を行っていません。

※接種には予防票が必要です。お持ちでない人は母子健康手帳を持参の上、保健センターへお越しください。

※ワクチンの準備等がありますので、事前に医療機関にお問い合わせください。

※ご不明な点などがありましたら、町保健センターにご相談ください。

閭町保健センター ☎（56）7141

正しい知識で安心な消費生活

図 柳井地区広域消費生活センター ☎（22）2125

消費に関する相談は悩む前に早めに 「柳井地区広域消費生活センター」で！ ～インターネットによる相談もできます～

柳井地区広域消費生活センターでは、契約に関することや架空請求など消費者と事業者の間に発生したトラブルに関するさまざまな相談を受け、その後の対応方法についてアドバイスなどを行っています。

今まで電話や来所により相談を受けていましたが、開所時間内に電話や来所できない人のため、インターネットでの受付を始めましたので、ご利用ください。

柳井地区広域消費生活センターホームページ

【URL】<http://www.city-yanai.jp/site/shohiseikatsu-center/>

※急ぎの場合は、来所または電話でご相談ください。



柳井地区広域消費生活センター相談窓口のご案内

【開所日時】月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時

【場所】柳井市役所3階（商工観光課内）

【電話受付】☎（22）2125（直通）

消費者ホットライン：☎188（局番なし）

全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内します。※ガイダンスに従ってください。

柳井警察署だより ■問合せ先 ☎（23）0110

道路交通法の一部改正について

道路交通法が一部改正され、平成29年3月12日から施行されます。

運転免許制度に関する規定の整備

- 準中型免許（18歳から受験可能）が新設され、準中型免許では車両総重量7.5トン未満（最大積載量4.5トン未満）の自動車を運転できるようになります。
- 法改正後に普通免許を取得された人が運転できる車両は、車両総重量3.5トン未満（最大積載量2トン未満）となります。

高齢者講習制度に関する規定の整備

●75歳以上の人

- ・これまで運転免許証を更新する際、認知機能検査の後、2時間30分の講習を受講していましたが、法改正後は、認知機能検査の結果によっては、2時間または3時間の講習となります。



- ・更新時以外でも、認知機能が低下したときに起こしやすい違反があった場合、臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けることになります。

- ・認知機能検査や臨時認知機能検査で、認知症のおそれがあると判定された人は、医師の診断を受けることになります。

●75歳未満の人

- 3時間から2時間の講習に変わります。



わが家の アイドル

このコーナーでは、広報発行月に満1歳を迎えられる人を対象にご紹介しています。

次号の掲載を希望される人は **1月20日金まで** に総務課または保健センターまでご連絡ください。

電子メールでの申込みも受け付けています。詳しくは町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.hirao.lg.jp/soshiki/soumu/joho/idol.html>



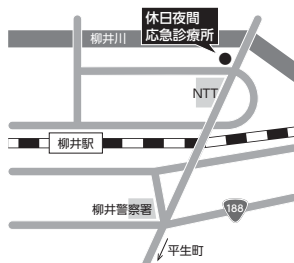
休日や平日夜間の医療案内

柳井地域休日夜間応急診療所
(柳井市中央1丁目5番3号)

☎(22) 9001

(下記診療時間内)

あくまで応急的診療であり、
専門的な診療は受けられない
場合があります。



区分	診療日	診療時間(受付)
休日 昼間	日曜日・祝日	9:00～12:00 (11:30まで)
	盆(8月15日)	
	年末年始(12月30日～1月3日) ※これらの日の夜間診療はありません	13:00～17:00 (16:30まで)
平日 夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません	19:00～22:00 (21:30まで)

こころの救急電話相談(山口県精神科救急情報センター)

☎0836(58)4455 [24時間対応]

内容: 精神科受診など早急な対応に関するご相談を、ご家族やご本人からお受けします。(精神病、うつ病などこころの病気による混乱した言動、ひきこもり、自殺願望など)

小児救急電話相談

☎#8000 [毎日19:00～翌8:00]

または☎083(921)2755

内容: 15歳未満の子どもの急患や疾病に関すること

まちの保健室(山口県看護協会柳井支部)

日時: 1月21日 午前10時～12時

場所: ゆめタウン柳井 2階ベビー服売り場前

内容: 血圧・体重・体脂肪測定、健康相談、乳児の手形・足形

人権行政相談 ※相談無料・秘密厳守

次回

2月13日

相談日 毎月第2月曜日(休日の場合は翌日)

時間(場所) 10:00～(中央公民館)、13:00～(佐賀公民館)

相談員 人権擁護委員、行政相談委員

相談内容 人権に関わる悩みや困りごと、行政全般についての苦情、相談ならびに意見や要望などについて

柳井健康福祉センター相談日

[柳井市古開作/☎(22)3631]

●骨髄バンク登録検査《要予約(前日まで)》

2月8日 9:00～10:00

●B・C型肝炎抗体検査《要予約(前日まで)》

2月8日 10:00～10:30

●HIV抗体検査《要予約(当日まで)》

2月8日 14:00～16:00

●思春期・ストレス相談《要予約(前日まで)》

2月24日 10:00～15:00

●心の健康相談《要予約(1週間前まで)》

2月21日 13:00～14:00

月間火災・救急発生状況

資料: 柳井地区広域消防組合

11月	火災			救急
	建物	山林	その他	
管内	1	0	0	299
町内	0	0	0	45

月間交通事故発生状況

資料: 柳井警察署

11月	発生件数		死者(人)	傷者(人)
	人身	物損		
管内	16	126	0	21
町内	1	11	0	1

まちの人口

世帯数	5,638	世帯(-2)
人口	12,381	人口(-11)
11月30日現在		
住民基本台帳記載人口	うち男	5,828
(): 前月対比	女	6,553
		人(-7)

1月の納税

納期限 1月31日

町県民税	第4期
国民健康保険税	第7期
介護保険料	第7期
後期高齢者医療保険料	第7期

☆完納で育てよう明るい平生町☆

◎便利な口座振替も利用できます◎

関税務課(町税) ☎(56)7114

関健康福祉課(介護保険料) ☎(56)7115

関町民課(後期高齢者医療保険料) ☎(56)7113

Information

情報伝言板

お知らせ

保険税(料)の納付済通知書を送付します

確定申告・町県民税申告の社会保険料控除にご利用いただくため、平成28年中(平成28年1月～12月)に納付された国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済金額を記載した通知書を送付します。

●発送時期 1月下旬

●記載内容 普通徴収(納付書・口座振替)により納付された保険税(料)の金額

※年金からの特別徴収(天引き)により納付された金額は、日本年金機構などから届く源泉徴収票に記載されています。

【国民健康保険税について】

●町役場税務課 町民税班

☎(56) 7114

【後期高齢者医療保険料について】

●町役場町民課 保険年金班

☎(56) 7113

【介護保険料について】

●町役場健康福祉課 高齢福祉班

☎(56) 7115

試験・募集

自衛官等募集

●募集種目

①防衛大学校(一般後期)

②自衛官候補生

●応募資格 次に該当し、日本国籍を有する人

①18歳以上21歳未満

②18歳以上27歳未満

●受付期間

①1月21日(土)～27日(金)まで

②1月16日(月)まで

※応募方法など、詳しくはお問い合わせください。

●町自衛隊山口地方協力本部柳井地域事務所

☎(22) 8199

柳井地域合同就職面接会

●日時 2月8日(土) 午後1時30分～4時30分

●場所 柳井クルーズホテル

●内容 参加企業の採用担当者との個別面接(複数の企業との面接可)

●参加対象者 これから柳井地域で就職を考えている一般求職者、既卒者など

●持参物 履歴書(企業ごとに必要のため、複数枚ご用意ください。)

●参加料 無料(事前申込不要)

●主催 柳井地区広域行政連絡協議会、ハローワーク柳井

●会場 柳井地区広域行政連絡協議会(柳井市役所内)

☎(22) 2111

●会場 ハローワーク柳井

☎(22) 2661

周防大島高校

福祉専攻科生徒募集

平成29年度入学生として、介護福祉士を目指す高校生、社会人の方などを募集します。

●応募資格 高校等卒業(見込含) ※出身校や年齢に制限はありません。

●選考検査実施日 2月8日(土)

●出願期間 1月27日(金)～2月2日(土)

※詳しくは、お問い合わせまたはホームページをご覧ください。

●町周防大島高校久賀校舎入試係

☎0820(72) 0024

●URL <http://www.suo-oshinahs.n21.jp/>

光高校定時制生徒募集

◇第一次募集

●出願期間 2月20日(土)～23日(土) 午前10時

●学力検査日 3月7日(土)

※平成29年4月1日現在において満18歳以上の人は、学力検査の代わりに小論文で受検できます。

●第二次募集

●出願期間 3月16日(土)～24日(金) 正午

●検査日 3月27日(日)

※見学も受け付けています。詳しくはお問い合わせください。

●町立光高等学校定時制

☎0833(72) 0340

講座・講習

看護職再チャレンジ研修

●対象 職場復帰を目指し、看護実践や技術を再確認したい未就業看護職の人

●募集期間 3月17日(金)まで

●研修期間 4月～6月の間5日程

●研修会場 県内の協力病院

●内容 看護についての講義・演習・見学実習

●受講料 無料

◇看護職未就業者のつどい

●日時 3月7日(土) 午後1時～4時30分

●場所 看護研修会館(防府市)

●内容 交流会、研修「輸液ポンプの使い方」、就職相談など

●参加料 無料

※無料保育もあります。電話にてお申込みください。

●町山口県ナースセンター(山口県看護協会内)

☎0835(24) 5791

-----< 以下は広告欄です >-----

広島広域都市圏 イベント情報



神楽共同鑑賞（参加者募集）

神楽グランプリ 2016 受賞記念特別公演

広島広域都市圏内にお住まいの方を対象に参加者を募り、桟敷席（指定席）でまとめて観覧します。



●日時 3月26日(日)

広島駅新幹線口 午前9時集合／午後5時30分解散（予定）※広島駅・現地間はバスで送迎します。

●場所 神楽門前湯治村 神楽ドーム（安芸高田市）

●募集人数 40人（申込多数の場合は抽選）

※小学生以下の場合は、大人の同伴が必要です。

●参加費 2,780円（神楽鑑賞、観劇弁当代等含）

●募集期限 2月15日(金)（消印有効）

※申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

広島広域都市圏協議会（広島市役所内）

☎082（504）2017

「立志の集い」にご参加ください

平生中学校で「立志の集い」が開催されます。このたび立志を迎える平生中学校2年生のみなさんを、学校や家庭・地域で祝福しましょう。ぜひご参加ください。

日時 2月3日(金)
午後2時～4時

場所 平生中学校
体育館

【内容】生徒一人ひとりによる「立志の誓い」の発表、全体斉唱

【主催】平生町青少年育成町民会議、町教育委員会、平生中学校
町教育委員会 ☎（56）6083

イベント

島スクエアフォーラム 2017

●日時 2月12日(日) 午後1時～
(開場：午前10時)

●内容 修了生事業プラン発表、基調講演「瀬戸内をひらく（講師：前テンプル大学日本校学長カーク・パターソン氏）」、パネルディスカッション「海洋観光時代の幕開け」、修了生による企画・実験販売「ふれあいマルシェ」（午前10時～午後1時）

●場所 大島文化センター（周防大島町）

●参加費 無料

●大島商船高専社会連携係
☎0820（74）5524

相談

多重債務・相続登記等 無料電話相談会

●日時 2月4日(土) 午前10時～
午後4時

●相談受付電話番号
☎0120（003）821

●相談内容

多重債務問題（クレジット・キャッシング等）、相続問題（相続登記等）、空き家問題（管理処分、放置による被害・迷惑等）などについて、手続きの説明や司法書士事務所の紹介など、問

題解決に向けてのアドバイスを
行います。

岡山県青年司法書士協議会
(担当：片山)

☎090（4103）1163

相続登記無料相談

2月を「相続登記はお済みですか月間」として、県下各司法書士事務所において、相続登記に関する相談を無料でお受けします。

※詳しくは、お問い合わせください。

岡山県司法書士会事務局
☎083（924）5220

成人用肺炎球菌予防接種

【本年度対象者の接種期間は3月31日(金)まで】

成人用肺炎球菌の定期予防接種は、対象となる年度が1人1回限りで、一部助成を受けて接種できる期間はその年度内のみとなります。

下記の対象年齢などを再度確認し、該当する人は期間内に接種を受けてください。

【対象者】次の①または②に該当し、過去に同予防接種（任意接種を含む）を受けたことがない人

①平成28年4月1日～平成29年3月31日の間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人

②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害がある人

【回数】1回 【自己負担額】2,790円

岡山保健センター ☎（56）7141

＜ 以下は広告欄です ＞

まちのかレンダー

平成29年1月号 広報ひらお 18

1 月

- 16日 月
- 17日 火 育児学級 [10:00 / 保健センター]
- 18日 水 こころの健康相談・いこいの場 [13:30 / 保健センター]
- 19日 木 離乳食学級 [9:30 / 保健センター]
- 20日 金 もの忘れ相談
[13:30 / ふれあいまちづくりセンター(あいあむ)]
- 21日 土 古文書輪読会 [9:45 / 平生図書館]
おはなし会 [14:00 / 平生図書館]
体育館開放日 [午前中]
- 22日 日
- 23日 月
- 24日 火
- 25日 水 第6回平生いきいき大学 [9:30 / 保健センター]
- 26日 木
- 27日 金 母親学級 [9:30 / 保健センター]
- 28日 土 体育館開放日 [午前中]
- 29日 日
- 30日 月
- 31日 火

2 月

- 1日 水
- 2日 木 1歳6か月児健診 [13:00 / 保健センター]
- 3日 金 立志の集い [14:00 / 平生中学校]
- 4日 土 お菓子作り [9:00 / 曽根公民館]
体育館開放日 [午前中]
- 5日 日 お菓子作り教室 [13:30 / 大野公民館]
町ソフトバレーボール大会 [9:00 / 町体育館]
- 6日 月
- 7日 火 育児学級 [10:00 / 保健センター]
- 8日 水 おひざにだっこの会 [10:30 / 平生図書館]
親しみトーク(町長と語る日) [18:00 / 町役場町長室]
勤労青少年ホーム教養講座 料理教室 (第2回)
[18:30 / 保健センター]
- 9日 木
- 10日 金
- 11日 土 体育館開放日 [午前中]
建国記念の日
- 12日 日
- 13日 月 人権行政相談 [10:00 / 中央公民館、13:00 / 佐賀公民館]
- 14日 火 あすなろ会 (介護者家族の会)
[13:00 / ふれあいまちづくりセンター(あいあむ)]
- 15日 水 こころの健康相談・いこいの場 [13:30 / 保健センター]

※予定表ですので、日時・場所の変更がある場合もあります。

平生町民憲章

- わたしたち 平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。
- わたしたち 平生町民は
- 1 自然を大切に し 環境をととのえ 美しいまちをつくります
 - 1 スポーツに親しみ きまりを守り 健やかなまちをつくります
 - 1 思いやりと 感謝の心をもち 温かいまちをつくります
 - 1 勤労をととび 活力にみちた 豊かなまちをつくります
 - 1 文化を創造し 若い力を育て 伸びゆくまちをつくります

「広報ひらお」は、環境に配慮した再生紙を使用しています。

編集・発行 平生町役場
〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町210番地の1
☎ 0820 (56) 7111 [総務課]

E-mail hirao1@town.hirao.lg.jp
ホームページ http://www.town.hirao.lg.jp/
印刷 株式会社藤本印刷



標語最優秀作品
挨拶で明るい笑顔がはじけ飛ぶ
活力みなぎる 平生町
平生中学校3年 森次遥

かなまちをつくります ポスター・標語

平生小学校1年
森口和奏



ポスター最優秀作品

平生町防災メールサービス 登録受付中！

防災情報、気象警報・注意報、安全・安心情報などを配信
※利用料無料、通信費利用者負担

《登録方法》① PC・携帯にアドレス「e-hirao@xpressmail.jp」を直接
入力または右図(QRコード)から読み取り、空メールを送信
②返信される本登録用メールの内容に沿って必要事項を入力し、登録完了

■ご不明な点はお問い合わせください。町役場総務課地域安全班 ☎ (56) 7111

